

令和7年度 保険料率支部長意見（案）

都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

標記について、健康保険法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

福岡支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.35%から0.04%ポイント引き下げ、10.31%とすることは、妥当と考えます。

令和7年度 保険料率支部長意見（案）

2. 理由等

福岡支部評議会においては、財政基盤の脆弱性により多額の国庫補助が投入されていることや、医療の高度化等による保険給付費の継続的な増加や高齢者に係る支援金が今後も増大する見込みであることを鑑みれば、平均保険料率10.00%の維持についてはやむを得ないとの意見が大勢を占めました。その上で、将来の医療費適正化に向けた施策のより一層の充実化を図りつつ、抜本的な医療保険制度の見直しや国庫補助の引き上げ等について国へ働きかけを行うことで、安定的な財政運営につなげていくことが重要であると考えています。

一方で、中小企業においても人材確保等に向けて賃上げを図る中、社会保障費の増大と物価上昇により加入者の生活が依然として苦しい状況にあり、準備金残高が年々積み上がっている現状を踏まえれば、事業主及び加入者の負担軽減を図るため、時限的に準備金を減らしてでも保険料率を引き下げてもらいたい、との意見も出されています。

令和7年度 保険料率支部長意見（案）

足元では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、経済の先行きの不透明さ等により、今後の保険料収入推移の予測が難しいことや、今後も保険給付費及び後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等を考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で、保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、引き続き平均保険料率10%を維持することはやむを得ないものと考えます。

当支部としましては、令和7年度の支部保険料率について、前年度比で引き下げとなるものの、全国平均より高い状況にあることから、一人当たり医療費が全国平均を大きく上回る現状を踏まえ、医療費・健診データ等の分析に基づき自支部の取り組むべき優先課題を明確にし、医療費適正化に向けた各種施策と加入者の健康づくりに資する保健事業の強化を積極的に推進していく所存です。

また、本部においては、令和7年度以降の健診体系の見直しや、重症化予防対策の充実・強化をはじめとする現役世代からの健康づくりと加入者サービスの向上に資する施策に一層取り組んでいただくとともに、持続可能で安定的な財政運営に向けて、国庫補助率の上限20.0%への引き上げについて、引き続き国へ強く働きかけていただくことを要望します。

以上